# 政　令

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

## 政令第六号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十一号を第百十二号とし、第十二号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二（一H）―オン（別名アザシチジン）及びその製剤

### 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　直人

# 省　令

## ○法務省令第二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十一日

法務大臣　江田　五月

### 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部同法務局の款同法務局の項中「宮城野区」を「青葉区」に改める。

**第二条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「土浦支局」の下に「、つくば出張所及び古河出張所」を加える。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　静岡地方法務局袋井支局及び磐田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同地方法務局掛川支局管内静岡県掛川市、御前崎市及び菊川市に属する地域内の商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局浜松支局で取り扱わせる。

第十条第一項中「新津支局管内新潟県新潟市に属する地域内の商業登記の事務」を「新発田支局及び新津支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」に改める。

**第十五条**　大津地方法務局甲賀支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、大津地方法務局で取り扱わせる。

**第十六条**　和歌山地方法務局橋本支局、御坊支局、田辺支局、岩出出張所及び湯浅出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、和歌山地方法務局で取り扱わせる。

第三十条中「及び壱岐支局」を「、五島支局、平戸支局、壱岐支局及び対馬支局」に改める。

第三十三条第一項中「霧島支局」の下に「、知覧支局」を加え、「及び与論出張所」を「、与論出張所及び南さつま出張所」に改め、同条第二項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第三十六条の二中「及び酒田支局」を「、酒田支局、新庄支局及び村山出張所」に改める。

第四十条中「小樽支局」の下に「、室蘭支局」を加える。

第四十一条を次のように改める。

**第四十一条**　函館地方法務局江差支局、寿都支局及び八雲出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、函館地方法務局で取り扱わせる。

第四十四条を次のように改める。

**第四十四条**　徳島地方法務局阿南支局及び美馬支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、徳島地方法務局で取り扱わせる。

### 附　則

この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十三年二月十四日

二　第二条中登記事務委任規則第七条、第十五条、第十六条、第三十三条、第三十六条の二及び第四十条の改正規定　平成二十三年二月二十一日

## ○厚生労働省令第七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第八十二条の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

### 薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二　B型ボツリヌス毒素及びその製剤

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の十八を第八号の十九とし、第八号の十三から第八号の十七までを一号ずつ繰り下げ、第八号の十二の次に次の一号を加える。

八の十三　（一R・二R・三R・五Z・七E）―二―（三―ヒドロキシプロピルオキシ）―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇（一九）―トリエン―一・三・二五―トリオール〇・七五μg以下を含有するものを除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九号の九を第九号の十とし、第九号の八の次に次の一号を加える。

九の九　（四aS・六R・八aS）―四a・五・九・一〇・一二―ヘキサヒドロ―三―メトキシ―一一―メチル―六H―ベンゾフロ［三a・三・二―ef］［二］ベンザゼピン―六―オール（別名ガランタミン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中（四aS・六R・八aS）―四a・五・九・一〇・一二―ヘキサヒドロ―三―メトキシ―一一―メチル―六H―ベンゾフロ［三a・三・二―ef］［二］ベンザゼピン―六―オールとして一二mg以下を含有するもの及び一ml中（四aS・六R・八aS）―四a・五・九・一〇・一一・一二―ヘキサヒドロ―三―メトキシ―一一―メチル―六H―ベンゾフロ［三a・三・二―ef］［二］ベンザゼピン―六―オールとして四mg以下を含有する内用液剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十六を第五号の四十七とし、第五号の四十一から第五号の四十五までを一号ずつ繰り下げ、第五号の四十の次に次の一号を加える。

五の四十一　四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二（一H）―オン（別名アザシチジン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の二十を第十一号の二十一とし、第十一号の十四から第十一号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の十三の次に次の一号を加える。

十一の十四　ウステキヌマブ及びその製剤